



OECD 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する分析

OECD によるガイダンス発表の背景について

OECD は 4 月 3 日、租税条約と新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による危機がクロスボーダー従業員に与える影響を検討した分析結果を発表した。新たな国または地区で恒久的施設 (PE) または納税主体が発生するリスクや、主要なスタッフが通常の勤務先以外の場所での勤務を余儀なくされている結果として、個人の税務居住者身分に変更が生じる場合など、複数の主要な税務上の課題に対処している。

OECD のガイダンスは、未曾有の危機の結果として予期せぬ税務上の問題に直面している納税者を保護するための実用的なアプローチを提供している。ただし、これは単なるガイダンスであり、特に OECD に加盟していない多くの国または地区では拘束力がないことに注意が必要である。また、本ガイダンスでは主に、各国の国内法上生じうる納税義務ではなく、OECD モデルの租税条約に基づく取り扱いに係っている。英国やオーストラリアなど幾つかの国または地区も国内法に基づく独自のガイダンスを発表しており、納税者はケースバイケースでこれをモニタリングする必要があるものの、その他の国または地区も同様の措置を講じると考えられることには留意すべきである。また、OECD は概ね現状を維持する立場を奨励している一方で、居住または実質的な目的のために必要な実態を維持するという点で既にリスクを冒している納税者にとっては、より困難な立場に立たされていることに留意する必要がある。

本ガイダンスの位置づけと運用制限について

全般的に、OECD の分析は、危機の結果として予期せぬ税務上の問題に直面している納税者を保護するための実用的なアプローチとして歓迎すべきものである。大部分について、OECD の分析は、各国または地区に対して納税者が感染拡大前と同じ税制を保持するという結論を下すよう推奨している。ただし、当該アプローチには以下の制限があることも指摘している。

- 1) 二重課税防止条約が締結されている場合のみ適用されるため、締結がない場合、域内法の規定は標準的な租税条約の規定よりもはるかに厳格であるか、柔軟性が低い可能性がある。特に香港は、多くの重要な地域と条約を結んでいない。すなわち、事業継続に関する既存の低い基準と給与所得税の 60 日テストが適用される可能性がある。
- 2) 多くの条約が、OECD モデル租税条約と異なる。
- 3) ボーダーライン上の事例については、より困難な立場におかれている可能性がある。大企業の場合、その代表取締役が出張で海外に滞在することによって困難に直面する可能性は低いものの、居住地が明確でない個人または企業は、情勢が変化する新型コロナウイルスの影響を受けるリスクが依然としてある。OECD は推奨していないが、最終的には関連税務当局の解釈に委ねられることになる。
- 4) 広義では、各当局の姿勢が事業に及ぼす影響度は、明らかに重大である。OECD は、これらの問題に関して各国内法を基にガイダンスをすでに公表した複数の当局に言及しており、他の当局もそれに倣うことが望ましいとしている。
- 5) すべての税が租税条約の対象となるわけではないため、国税及び地方税、または社会保険料については別途分析が必要となる場合がある。
- 6) 残りの分析のトーンは若干不明瞭だが、新型コロナウイルスによる混乱の結果、建設プロジェクトの課税は確実に影響を受けるとみられる。

本分析で明示的に言及されていないものの、COVID-19 に関する措置の結果として生じる恒久的施設（PE）の範囲を制限する動きは、通常の居住国以外で現在勤務する従業員にも役立つ。なぜなら、従業員が海外の雇用主のためだけに勤務を継続して人件費が海外に負担されても、所得が課税対象となるまでに 183 日間の猶予期間が与えられるからである。

他方で、OECD のガイダンスは、短期的で偶発的な状況を前提にしている。現在の状況が半年以上続くかどうかは触れていないものの、本分析の一部は、新たな取決めが厳密に言えば法令によって強制されるのではなく、選択肢として提示された場合に問題となる可能性がある。

越境労働者に関する分析は、通常は中国本土で勤務するものの、香港に居住し、香港からの勤務を現在余儀なくされている労働者にとって実務上役立つ可能性は低い。現実的には、双方がともに所得に課税する権利があるとみならず可能性は高く、この点において、二重課税により税還付を適用できる可能性は低い。KPMG は、この特殊な状況に照らして関連当局が実用的な見解を示すことができると期待しているものの、関係者は専門家に助言を求めべきと考える。

(MUFG BK 中国月報 2020 年 9 月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638

E-mail: lisa.h.li@kpmg.com